

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1. 外資への諸規制・障壁（参入規制、撤退規制、優遇政策縮小、利益回収等）						
1	日鉄連	外資規制(FIRBの認可)	・豪州に外国企業が参入する場合、外国投資審査委員会（FIRB）の認可が必要となっている。FIRBの認可には相当の時間とコストがかかるため、豪州への投資時の負担となっている（一部投資については審査基準緩和の方向だが、探鉱・採掘権を含む土地関連の権利取得には、ほとんどの場合FIRBの認可が必要）。	継続	・基準の緩和。	・ Foreign Acquisition and Takeover Act
2	日鉄連	石炭・ガス価格の上限設定、国内向け供給義務の設定	・2022年12月9日、豪州Albanese連邦首相は国内の石炭及びガス価格に上限を設定することで全州・準州政府と合意したと発表。ガスの上限はA\$12/GJで未契約のガスに適用。石炭の上限はA\$125/tでNSW州及びQLD州で発電用に使われる石炭(契約・未契約問わず)に適用。国内のエネルギー価格上昇を抑制する為の措置で何れも1年限定とし延長は行わない方針。豪自由競争・消費者委員会(ACCC)が(上限枠に関する)監視を行うとしている。 →法案（期間：2023年1月より12か月間）は連邦・州政府によって可決。 ・2023年1月19日、国内市場向け一般炭の供給不足を懸念したNSW州政府より、州内の一般炭生産者に対して生産量の7-10%を州内の石炭火力発電所向けに（強制的に）確保するよう命令を発出する予定、との報道あり。	新規	・国際マーケットへの石炭の安定供給継続に資する政策の導入（阻害する政策の再考・撤廃）。	
2. 輸出入規制・関税・通関規制・物流						
1	日鉄連	アンチダンピング措置の濫用	・2013年10月24日、日本、韓国、台湾、タイからの形鋼に対し、アンチダンピング調査が開始。 →2014年3月14日、日本、韓国、台湾、タイに対し、暫定措置を発動。 →2014年11月20日、日本、韓国、台湾、タイに対し、クロの最終決定。日本:12.15~12.23%、韓国:2.52%~3.24%、台湾:2.20~7.89%、タイ:18.28~19.48%のアンチダンピング税賦課決定。 →2019年2月11日、措置延長調査開始。 →2019年11月11日、措置延長決定。 →2023年11月22日、第2回AD措置延長調査開始。	変更	・措置撤廃。	
2	日鉄連	アンチダンピング措置の濫用	・2014年1月8日、日本、スウェーデン、フィンランドから輸入される合金鋼厚板に対し、アンチダンピング調査が開始。 →2014年5月19日、日本、スウェーデン、フィンランドに対し、暫定措置を発動。 →2014年11月5日、日本、スウェーデン、フィンランドに対し、クロの最終決定。日本：24.5~26.1%、スウェーデン：9.6%、フィンランド：10.8%のアンチダンピング税賦課決定。 →2019年2月11日、措置延長調査開始。 →2019年10月2日、措置継続の最終決定。 →2023年12月4日、第2回措置延長調査開始。	変更	・措置撤廃。	
3	医機連	FTAオリジナル書類の送付	・FTAオリジナル書類の送付が必要。輸送金額、供給リードタイムの調整業務が発生。	継続	・電子化（PDF）→日本と同ルール化。	
4	JEITA	通関手続きの煩雑と燻蒸処理提示の要求	・弊社では香港から電池輸出を行っているが、輸出仕向地によって求められる書類等が異なり煩雑なため、統一して頂きたい（例：UNレポートのみ）。「Packing Declaration」という梱包材に関する資料（=パレットの燻蒸処理がされているか否か）の提示が要求される。	変更	木製パレットを使用していないことが明らかな場合は資料提示を省略したい。	病害虫が輸入貨物の梱包材に付着して国内に侵入することを予防するためのオーストラリア独自のルール。
5	時計協	木製品・梱包材への燻蒸処理実施義務	・木製品の輸入に際し、全て燻蒸処理を輸出前に完成品レベルで実施しなければならない。	継続	・規制撤廃。	
6	日鉄連	輸入モニタリング	・2002年4月、輸入鋼材全般を対象とした輸入モニタリングの実施。	継続		
7	時計協	輸出入許可の	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約（CITES）	継続	・輸出側の許可だけで輸入できるよう	・ワシントン条約

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
		煩雑	に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。		にして欲しい。 ・輸入許可取得の時間短縮を希望。現状1.5~2か月かかっている。	
8	時計協	輸出入許可の煩雑	・ATAカルネを使った時計のサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。	継続	・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	
5. 税制						
1	日機輸	ATOによるガイドラインへの具体的なターゲット利益率の記載	・オーストラリア国税庁（ATO：Australian Taxation Office）から公表されたPractical Compliance Guideline 2018/D8によると、業種ごとに利益率をLow risk、Medium Risk及びHigh Riskの3つに区分している。たとえばディストリビューターの場合、EBIT（Earnings Before Interest and Taxes=利払前・税引前利益）の率が2.1%以下の場合、High Riskとされている。 また、2.5億豪ドルを超える売上の場合でHigh Riskの利益レンジに入っている場合は、RTP（Reportable Tax Position=開示の必要とされる税務ポジション）表を移転価格文書とは別に提出することを求められる内容となっている。	継続	・移転価格調査や修正申告を求める場合の具体的なターゲット利益率は、機能リスク分析と異なる結果を招く可能性があり、合理性を欠くため廃止して頂きたい。 ・またはベンチマークの裏付けとなる資料を開示頂きたい。	・ Practical Compliance Guideline 2018/D8
2	日機輸	ハイブリッド・ミスマッチルール	・ATOはハイブリッドミスマッチルールとそれに伴うコンプライアンス実務指針（Practical Compliance Guidelines、PCG）を制定し、納税者のコンプライアンス責任をリストアップした。これらのルールはオーストラリアの企業以外に対しても非常に負担が大きい。例えば、「企業グループや一連の取引によるハイブリッドによって直接的または間接的に課税を逃れた」収入はハイブリッドミスマッチ（輸入ハイブリッド）とみなされ、影響を相殺するための非常に複雑な調整計算が求められる。 定義があいまいで明確でないため、納税者は多国籍企業のグループ構造について非常に詳細なトップダウンとボトムアップの分析を行い、意図せずにこれらの規制に抵触しうる構造があるかないかを特定する作業が必要となっている。	新規	・オーストラリアでPillar2や国内ミニマム課税が導入されることを踏まえると、多国籍企業はいずれにせよ一定レベルの税金を現地で支払う必要がある。意図的かどうかは問わずハイブリッド構造による税回避もこれらでカバーされると想定されるため、このルールは撤廃頂き、オーストラリアで多国籍企業に課されている多大なコンプライアンス・事務負担を軽減して頂きたい。	・ Practical Compliance Guideline (PCG) 2021/5, 2019/6, 2019/3, 2018/7
3	日機輸	国別税務情報の公開制度の法案内容の懸念	・2023年4月に公表されたコンサルテーション用の国別税務情報の公開制度の法案は、OECD CbCR、GRI 207やEU Public CbCといった他の国際基準から逸脱した内容となっていた。	新規	・コンサルテーションの結果を踏まえ、適用開始時期が後ろ倒しとなり、また、他の国際基準から逸脱する内容に関して見直す方向で検討はなされている模様だが、最終的にも他の国際基準から逸脱することのない制度となるようにして頂きたい。	・2023/24年度オーストラリア連邦政府予算案
4	日機輸	多国籍企業を標的とした企業税務情報の開示義務	・A\$100M以上の売上高がある会社について、会社名、売上高、課税所得、法人税額を、課税当局がExcel形式で開示している。多国籍企業の不適切な税負担および租税回避の防止が目的の一つで、課税当局はメディアで取り上げるよう誘導しているが、コンプライアンス経営に優れた企業に対する開示の緩和措置を検討いただきたい。	継続	・コンプライアンス経営に優れた企業に対する開示の緩和措置を検討したい。特に開示の即時停止をお願いしたい。	・ Taxation Administration Act Section 3C Schedule 5 – Tax secrecy and transparency
5	日機輸	多国籍企業を標的とした企業税務情報の開示義務	・2016年7月1日以降に始まる決算について、非上場会社であっても、親会社のグローバル連結ベースの売上がA\$1000M以上の場合、上場会社並みの詳細な開示資料の作成し、証券委員会へのファイリングを求められる。	継続	・従来通り、限定的開示へ変更して頂きたい。	・ Taxation Administration Act Section 3CA Reporting of information by significant global entities
8. 知的財産制度運用						
1	日鉄連	石炭に対するロイヤルティの増額	・2022年6月21日、突如、豪州QLD州政府が7月1日からの石炭へのロイヤルティ増額を発表。	新規	・ロイヤルティの見直し。	

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
9. 工業規格・基準・安全認証						
1	時計協	コイン/ボタン電池規制の不明確	・コイン/ボタン電池規制施行開始時、既に市場にある未販売品について、海外製造者が規制を遵守することは不可能である。上市済製品について明文化されていないことが問題。	継続	・新規制や改正時に、製造者が遵守すべき時点・上市の明文化を要望する。	・ Consumer Goods (Products Containing Button/Coin Batteries) Safety Standard 2020
10. 環境問題・廃棄物処理・炭素中立関連の諸規制						
1	日機輸	建設・鉱山機械への排ガス規制導入の不明瞭	・建設・鉱山機械に対する排ガス規制が導入がされるかどうか不明瞭のため、商品化計画を立案することが困難。排ガス規制導入までのロードマップを事前に示し、施行までの開発猶予を頂きたい。	新規	・規制の見通しを明確化して頂きたい。	
11. 非効率な行政手続き・予見性を欠く法制度等						
1	日機輸	法整備やガイドダンス等の発行遅れ・過度な要求	・2020年7月に工業化学品法が全面改正されたが、その関連法規公開は概ね遅延し、法施行直前に公開されたガイド等もあった。また、法施行後も当局ホームページにてガイド等の公開・修正が行われている状況にある。そのため法改正により新たに設けられた一部要求に対する対応は困難な状況にある。 以下の点で一部改善されたが、それ以外では継続して困難な状況にある。 ー現法施行時と比べ、規制運用に関するガイド等が増えつつある ー公開済ガイド等の修正が収束方向に向かっている ー一部規制で旧法からの移行期限が1年延長された ー一部少量輸入規制で緩和方向への改正が実施された また、2023年に現地輸入者等への緩和を目的とした下位法規改正が提案されたが、上流メーカー側機密情報の開示を求める内容を含んでおり一部要求への対応は困難な状況にある。	継続	・下位法規、規則、ガイド等に関して十分な周知期間を設けて頂きたい。 ・準備が出来るまでは発効しない、または移行・猶予の措置を設けて頂きたい。 ・加えて、下位法規改正提案に関しては、現行法規の内容でも並行して対応可能な状態にして頂きたい。	・工業化学品法2019
2	日商	エネルギー関連政策の不明確	・Safe Guard Mechanism改定やPRRT税制改定など、豪州政府が近年導入したエネルギー関連制度の制定・改定は必ずしも産業界との入念なコンサルテーションを経ることなく導入されたものも多く、邦人企業を含む外国投資家にとっては事業の安定性、投資回収可能性を損ねかねないとの危惧あり。	継続	・制度導入・改定時には産業界との入念なコンサルテーションを経て策定することを要望する。	
3	日商	CO2排出規制強化やLNGの輸出制限に関わる制度の相次ぐ変更	・2023年度は、セーフガードメカニズム（年間10万トン以上のCO2を排出する事業者にCO2排出の上限を設けるもの）の規制強化や、豪州国内ガス安全保障メカニズム（ADGSM：the Australian Domestic Gas Security Mechanism）の修正（四半期ごとにガス不足の際、資源大臣の裁量によってLNG輸出を制限するものに修正）等、当社が参画するLNGプロジェクトの開発・生産・販売（LNG輸出を含む）に関わる重要な制度の変更が相次いだ。	継続	・本邦企業が豪州への投資を継続する為にも、ADGSMやセーフガードメカニズム等、頻繁な制度変更を回避いただくとともに、政府と産業界の対話をもって政策の予見性を高めることをお願いしたい。	・Safeguard Mechanism : <a href="https://www.dcceew.gov.au/climate-change/emissions-reporting/national-greenhouse-energy-reporting-scheme/safeguard-mechanism#:~:text=The%20Safeguard%20Mechanism%20is%20the,gas%20emissions%20of%20these%20facilities.">https://www.dcceew.gov.au/climate-change/emissions-reporting/national-greenhouse-energy-reporting-scheme/safeguard-mechanism#:~:text=The%20Safeguard%20Mechanism%20is%20the,gas%20emissions%20of%20these%20facilities.</a> ・豪州国内ガス安全保障メカニズム(ADGSM) : <a href="https://www.industry.gov.au/mining-oil-and-gas/oil-and-gas/securing-australian-domestic-gas-supply">https://www.industry.gov.au/mining-oil-and-gas/oil-and-gas/securing-australian-domestic-gas-supply</a>
99. その他						

※経由団体：各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

問題番号	経由団体	問題点	問題点の内容	状況	要望	準拠法
1	日機輸	電力網の脆弱性・不安定な電力供給・電力価格高騰	<p>・アルミ製錬所の安定稼動には、十分なベースロードを担保する安定的な電力供給が必要だが、石炭火力発電所の撤廃や再生可能エネルギー発電への急激な移行により、特に夏場においては電力需給が逼迫、急激な電力需要増に対応できないことによる送電網トラブル等を原因として停電が頻発している。</p> <p>2016年12月及び2019年11月には送電トラブルを背景に工場が瀕死状態となるレベルの停電が発生、大きな損失を被った。</p> <p>加えて、ビクトリア州の送電コストは電力使用量をベースに配分されているため、VIC州の巨大バッテリー計画他再生可能エネルギー導入に伴う送電コストに対する多額負担をアルミ製錬所が強いられている状況。</p> <p>送電コストは毎年改悪しており、国際的にみた競争力下落につながっている。</p>	継続	<p>・当地産業への出資を継続するためにも、安定的な電力供給及び送電価格低減をお願いしたい。</p>	